

3 月 19 日（水）

令和 7 年 3 月 19 日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

2 番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3 番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工藤隆久	（同）
5 番	福田新一	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	本田利弘	（同）
7 番	山内いっとく	（同）
8 番	山口俊樹	（同）
9 番	下沖篤史	（同）
10 番	齊藤了介	（同）
11 番	黒岩保雄	（同）
12 番	渡辺正剛	（同）
13 番	濱砂守	（同）
14 番	脇谷のりこ	（親和会）
15 番	松本哲也	（県民連合立憲）
16 番	山内佳菜子	（同）
17 番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
18 番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
19 番	日高博之	（同）
20 番	後藤哲朗	（同）
21 番	佐藤雅洋	（同）
22 番	安田厚生	（同）
23 番	日高陽一	（同）
24 番	内田理佐	（同）
25 番	川添博	（同）
26 番	荒神稔	（同）
27 番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28 番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29 番	井本英雄	（自民党同志会）
30 番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31 番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
32 番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33 番	山下寿	（同）
34 番	外山衛	（同）
35 番	武田浩一	（同）
37 番	中野一則	（同）
38 番	山下博三	（同）
39 番	野崎幸士	（同）

欠席議員（1名）

36 番	丸山裕次郎	（宮崎県議会自由民主党）
------	-------	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	平居秀一
代表監査委員	川野美奈子
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	青野奈月

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第 1 号から第54号まで及び請願）

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、令和 7 年度当初予算関係議案等について、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第 1 号から第54号までの各号議案、請願第13号及び第14号、並びに継続審査中の請願第11号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、川添博委員長。

○川添 博議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第 1 号外13件及び新規請願 1 件の計15件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、請願第13号については賛成少数により、議案についてはいずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和 7 年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました令和 7 年度一般会計の予算規模は6,679億5,900万円で、前年度と比較して81億7,700万円、1.2%の増となっております。また、特別会計については2.3%の増、公営企業会計については3.2%の減となっております。

当初予算の特徴としましては、「みやぎの

“真価”実感予算」として編成されており、「日本一挑戦プロジェクトの着実な推進」に16億円余、「若者・女性を重視した人口減少対策の強化」に8億円余を措置しており、継続事業も含めた日本一挑戦プロジェクト関係の総事業費は76億円余となります。また、「持続可能な未来に向けた基盤づくり」では、24億円余の予算が計上されております。

歳入では、まず自主財源については、諸収入が、中小企業融資制度貸付金元利収入の減などにより4.4%の減となる一方で、県税収入が、個人県民税や法人事業税の増などにより、前年度と比較して4.7%の増となるなど、全体では2.4%の増となっており、自主財源比率は前年度と比べ0.5ポイント増の42.6%であり、過去最高を更新しております。

このうち、財政関係 2 基金からの繰入れは328億円余となり、令和 7 年度当初予算編成後の基金残高は239億円程度となる見込みであります。

また、依存財源については、個人県民税の定額減税に係る地方特例交付金の減などはあったものの、地方交付税などの増により、前年度と比べ0.4%の増となっております。

なお、県債残高については、令和 7 年度当初予算編成後、8,520億円余となり、今年度末と比較して22億円程度の減となりますが、臨時財政対策債を除いた県債残高については5,993億円余となり、222億円程度の増となる見込みであります。

一方、歳出では、義務的経費は、扶助費の増などにより0.1%の増、投資的経費は、普通建設事業費の増により1.3%の増、その他一般行政経費は、公立学校情報機器整備事業の増などにより2.2%の増となっております。

次に、総合政策部の予算についてであります

す。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて176億1,800万円余で、前年度と比較して15%の減となっております。

このうち、新規事業「若者U I Jターン促進事業」についてであります。

これは、都市部で早期離職する第2新卒者の本県就業への支援を強化することにより、若者の県内移住を促進するとともに、地域の担い手を確保するものであります。

このことについて委員より、「若年層の女性の流出が地方の大きな課題となっている中で、若者はもとより女性向けの支援をより強化することについての議論はなかったのか」との質疑があり、当局より、「検討の上、支援に男女の差を設けないこととしたが、当該事業は子ども・若者プロジェクトにおける社会減対策強化の一つとして取り組むものであり、その他の若者や女性の活躍・定着を図る関連事業とも十分に連携し、効果を上げられるよう全庁を挙げて効果的に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、総務部の予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,356億1,900万円余で、前年度と比較して3.5%の増となっております。

このうち、新規事業「職員確保・定着強化事業」についてであります。

これは、若年層の減少や民間企業との競合などにより、技術職を中心に県職員の確保が厳しく、若手職員の早期退職も増えてきていることから、県の仕事の魅力発信やキャリア形成支援を行い、職員の確保・定着を図るものであります。

このことについて委員より、「職員のキャリ

ア形成支援として、キャリアアップが図れる資格取得の支援とあるが、資格取得の支援が離職防止につながるのか」との質疑があり、当局より、「特に技術職の離職が多いことから、資格取得の支援を積極的に行うことで、職員のモチベーションや行政の効率化にもつなげていくことを想定している。また、仕事へのやりがいを出するために、人事異動における庁内公募制や県外への長期派遣研修をはじめ、各所属でキャリア形成に係る面談を行うなど、綿密に対応しているところである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「職員に仕事へのやりがいを感じてもらいながら、職員の定着が一層図られるよう、確実に取組を進めていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎国スポ・障スポ局の予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計で116億2,200万円余で、前年度と比較して44.2%の減となっております。

このことに関連して委員より、「国スポ・障スポ開催に係る経費については、全体枠でどの程度と見込まれているのか」との質疑があり、当局より、「施設整備や運営、競技力向上対策に係る経費として、合計で720億円程度を見込んでいるところであるが、今後の物価高騰などは考慮していない金額であるため、多少の増額も想定されるところである」との答弁がありました。

このことについて委員より、「非常に多額の予算を投入する大会となることから、県民のスポーツ振興に対する意識醸成や、スポーツランドみやざき構想との連動による経済への波及効果など、本大会をレガシーとしてしっかりと残

せるような取組をお願いしたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「可能な限り費用を抑えていくのはもちろんのことであるが、大会後の効果的な施設活用についても、競技団体などとしっかり議論を行い、環境整備を進めていただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、厚生常任委員会、山内佳菜子委員長。

○山内佳菜子議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外12件及び新規請願1件の計14件であります。慎重に審査いたしました結果、継続審査中の請願第11号を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の令和7年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,421億9,000万円余で、前年度と比較して2.9%の増となっております。

このうち、戦争体験継承事業についてであります。

これは、平和の尊さを伝えるため、県遺族会館内にある平和祈念資料展示室やホームページ

による情報発信のほか、次世代に戦争体験を継承するため、小中学校等において語り部講話を実施するものであります。

このことについて複数の委員より、平和祈念資料展示室の現状について質疑があり、当局より、「遺族会館は遺族連合会の所有であるが、老朽化が進み、駐車場も限られていることから、展示室の場所を移転してほしいという声もある。また、当該連合会の会員が減少しており、今後の展示の在り方について検討を進めている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、戦没者遺族の生の声を届けることが難しくなる中、世界情勢の緊張が高まっている今こそ、戦争の記録と記憶が後世にしっかりと引き継がれるような仕組みを十分に検討していただくよう要望します。

次に、新規事業「宮崎カーフェリーでつなぐ婚活ツアー事業」についてであります。

これは、県内在住者同士の婚活支援に加え、新たな切り口として、宮崎カーフェリー等を活用し、県内と県外在住者の出会いの機会の創出により、県内の婚姻数の増加につなげるものであります。

このことについて委員より、「新たな切り口として面白いと思うが、今後の少子化対策について、どのように取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「少子化対策は、あらゆる局面で手を打って歯止めをかけていく必要があると考えている。改善を図りながら事業を進めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、少子化対策、ひいては人口減少対策は、本県の最重要課題である一方、複合的要因の絡み合う、決して容易ではない課題であると考えておりますので、改善を重ねながら、果敢に挑戦する姿勢で事業に取

り組んでいただくよう要望します。

次に、病院局の令和 7 年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算のうち、収益的収支については、病院事業収益が 452 億 2,000 万円余、病院事業費用が 477 億 9,300 万円余であり、収益から費用を差し引いた収支の差はマイナス 25 億 7,300 万円余となっております。

また、資本的収支につきましては、資本的収入が 56 億 8,000 万円余、資本的支出が 77 億 8,800 万円余であります。

このことに関連して当局より、「収益面、費用面それぞれにおいて経営改善を進めているほか、国への要請が認められ、公立病院の経営安定化に向けた資金繰りを支援する病院事業債が新設された」との説明がありました。

当委員会といたしましては、診療報酬の改定の影響はもとより、急激な人口構造の変化をはじめ、社会的諸条件の変化にさらされ、経営上、今後も予断を許さない状況が続くと予想されますが、引き続き、たゆまぬ改善に取り組んでいただくよう要望します。

次に、「訪問介護の基本報酬の見直し等を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました新規請願第 14 号に基づくものであります。

訪問介護の基本報酬は、令和 6 年度の介護報酬改定において引下げとなったところであり、地方の訪問介護事業所の運営は一層困難になると懸念されることから、国に対し、訪問介護の基本報酬をはじめ、介護報酬全体の引上げ等を強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議

長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第 109 条第 8 項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、商工建設常任委員会、山下寿委員長。

○山下 寿議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第 1 号外 13 件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の令和 7 年度の予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて 486 億 7,000 万円余で、前年度と比較して 1.4% の減となっております。

このうち、新規事業「2025 大阪・関西万博で MIYAZAKI の魅力 PR 事業」についてであります。

これは、大阪・関西万博において九州 7 県合同による催事出展を行い、九州全体のブランドや本県ならではの魅力を発信することにより、万博の盛り上がりの本県に取り込み、本県への誘客増等につなげるものであります。

このことについて委員より、「万博会場で行

う催事は九州 7 県合同での出展予定とのことだが、他県よりも目立つような宮崎ならではの P R ブースをつくっていくべきではないか」との質疑があり、当局より、「万博は世界から注目されている国のプロジェクトでもあり、P R に絶好の機会と捉えている。本県ブースについては、県産材を使用した装飾や、本県にゆかりのある著名人を起用するなど、本県の強みである食やスポーツなどの魅力を P R するために効果的な企画を検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、万博は海外からも約 350 万人の来場が見込まれる国際的な大規模イベントであることから、本県の強みを生かした様々な企画や装飾などについて検討を重ね、しっかりと P R していただくよう要望します。

次に、日本一挑戦プロジェクトのうち、スポーツ観光プロジェクトについてであります。

これは、世界レベルのキャンプ・大会を戦略的に誘致し、観光振興や地域経済の活性化を図るため、総合相談窓口の設置等により誘致・受入れ強化を行うとともに、計画的にスポーツ施設の整備や改修などを実施することで、日本一のスポーツ環境を目指すものであります。

このことについて委員より、「国スポ・障スポに向けて施設が整備された後も、次の 10 年を見据え、地域活性化の観点からも、主要 3 施設を核としたスポーツ環境の磨き上げを行ってほしい」との意見があり、当局より、「国スポ・障スポに向けて整備する施設は、関係部局とも連携しながら最大限に活用して、スポーツランドみやざきをしっかりと推進していく」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、国スポ・障スポ終了後も、世界レベルのキャンプ・大会などの

誘致を積極的に行っていただき、整備された施設を最大限に活用することで、長期的に地域活性化へとつなげていただくよう要望します。

次に、県土整備部の令和 7 年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて 888 億 2,000 万円余で、前年度と比較して 5.6% の増となっております。

このうち、改善事業「未来を担う建設人材育成・確保事業」についてであります。

これは、建設産業の魅力発信とともに、技術者のキャリアアップ、外国人材の確保や若者・女性活躍の促進等を通じて、県内建設産業の担い手確保や育成を図るものであります。

このことについて委員より、「若者・女性活躍の促進につながるデジタル関連の資格取得等を支援することだが、なぜこの支援が女性活躍の促進につながるのか」との質疑があり、当局より、「デジタル関連の資格とは、C A D オペレーターやドローン操縦士などを想定しており、建設現場以外でも活躍できる仕事の幅を広げることで、女性や若者の担い手確保につながると考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、特に人手不足が深刻である建設産業において、建設人材育成・確保事業を通じて、女性や若者・外国人材の確保に力を入れて取り組んでいただくよう要望します。

次に、「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、昨今の物価高による維持管理経費の増加等を踏まえ、施設等の使用料及び手数料の見直しを行うものであります。

このことについて委員より、「施行期日が令和 7 年 4 月 1 日となっているが、県民の方々が

利用する施設であることを考慮すると、施行前の周知期間が短いのではないかと、の質疑があり、当局より、「利用者への十分な周知は非常に大切だと考えている。今後、各施設のホームページ等を通じて周知を図り、利用者の理解を求めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後、使用料及び手数料の改正を行う際には、施行前の周知期間を十分確保できるよう計画的に条例改正を行うとともに、あらゆる機会を通じて利用者への周知を徹底していただくよう要望します。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、環境農林水産常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外12件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の令和7年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて224億9,700万円余で、前年度と比較して1.2%の増となっております。

このうち、改善事業「安全・安心な林業の職

場づくり対策事業」についてであります。

これは、林業現場の巡回指導や各種研修の実施などにより、事業者・労働者の安全意識の向上を図り、林業の労働災害発生を減少を目指すものであります。

このことについて委員より、林業の労働災害の発生状況に関して質疑があり、当局より、「林業では、全国で労働者1,000人当たり22.8人の死傷者が発生しており、全産業の約10倍となっている」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「林業は、重量のある木材を扱う作業や、斜面などの不安定な地形での作業が多く、安全管理が非常に重要な業種であるが、労働災害の発生抑制のため、今後どのような取組を考えているのか」との質疑があり、当局より、「労働災害防止対策の普及啓発や就業年数5年未満の未熟練労働者に対する研修の充実に注力することとしている。また、経営者を含めた労働者一人一人の安全意識の向上を目指し、粘り強く啓発していくことが最も重要であると考え、当該事業にて最大限の効果を発揮できるよう、しっかりと取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、再造林率日本一を達成するためには林業の持続的な発展が不可欠であることから、労働者への徹底した安全対策指導により、安全・安心な職場づくりをより一層推進していただくよう要望します。

次に、令和7年度環境森林部組織改正案についてであります。

これは、盛土規制法の運用開始に的確に対応するため、環境森林部、農政水産部、県土整備部の三部共管組織として、盛土対策課を設置するものであります。

このことについて委員より、「盛土等につい

では、盛土規制法だけでなく、土地の用途に応じて個別法の適用があり、複数の法律が重なり合った中で対応する必要があるが、新設される盛土対策課ではどのように対応していくのか」との質疑があり、当局より、「盛土規制に係る具体的な相談や許可を一元的に対応することとしており、適用される個別法については所管課との連携により適切に対応する」との答弁がありました。

また、別の委員より、「九州各県では土木部局が盛土対策を所管する中、本県では三部共管組織とするとのことであるが、今後の対応について問題はないか」との質疑があり、当局より、「三部共管組織とすることで、農地、宅地、森林といった異なる用途の土地に対しても、全体で連携しながら的確な対応ができると考えている」との答弁がありました。

次に、農政水産部の令和7年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて434億5,800万円余で、前年度と比較して1.4%の増となっております。

このうち、新規事業「新規就農者確保総合対策事業」についてであります。

これは、担い手が不足する地域において、多様な品目での就農体制を整備するとともに、就農地の確保、資金の交付、初期投資抑制の支援を行うことにより、新規就農者の確保を図るものであります。

このことについて委員より、「国庫補助の対象となる新規就農者の年齢制限が50歳未満とのことだが、例えば、定年退職後に親元就農する場合は対象外となり、十分な支援が行えないのではないか」との質疑があり、当局より、「新規就農者の確保が難しくなる中、定年退職され

た方の農業への参入は重要であると認識しており、50歳以上65歳未満で国庫補助の対象外となる方については、農業振興公社の担い手確保育成基金を活用して支援を行っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、農家戸数が急速に減少する中、新規就農者支援に一層積極的に取り組んでいただくとともに、農業先進県として、率先して制度拡充に向けた国への働きかけを行っていただくよう要望します。

次に、決算特別委員会の指摘要望事項のうち、漁港における流木被害に係る対応状況についてであります。

このことについて委員より、流木対策におけるスリットダムの有効性について質疑があり、当局より、「スリットダムには流木を捕捉する機能があると考えており、一つの対応策として、公共三部の連絡会にて情報共有を図りながら検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、流木被害の発生抑制には根本的な対策が必要であると考え、発生源の特定や流出の可能性がある木の伐採など、流木被害が発生する前に早期対策を講じていただくよう要望します。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関連議案等は、議案第1号外10件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、議案第1号、第29号及び第35号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の令和7年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計についてであります。収益的収支における事業収益は54億5,200万円余、事業費は65億9,900万円余であり、事業収益から事業費を差し引いた収支残はマイナス11億4,700万円余となっております。

また、工業用水道事業会計については、同じく事業収益は3億7,700万円余、事業費は4億6,500万円余で、収支残はマイナス8,700万円余となっております。

さらに、地域振興事業会計については、同じく事業収益は2,000万円余、事業費は1,800万円余で、収支残は100万円余となっております。

次に、宮崎県企業局経営ビジョンの改定の素案についてであります。

複数の委員より、「地域振興事業の経営の基本方針について、県民誰もが利用できるように、長期的な将来のビジョンを見据え、子供や若者・子育て世代などにも目を向け、県全体に恩恵が行き渡るように再考していただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会の令和7年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて1,246億5,400万円余であ

り、前年度と比較して4.2%の増となっております。

このうち、改善事業「新たな時代を切り拓く学力向上事業」についてであります。

この事業は、高い志を持った高校生に対して、オンライン講座やレベルアップセミナーを実施するほか、県立高校5校を学力向上実践研究校に指定し、県内高校生の学力と教員の指導力の向上を図るものであります。

このことについて委員より、「県内全ての高校でオンライン講座は受講できるのか」との質疑があり、当局より、「集合型による講座の受講は100名程度で検討しているが、オンラインにより県内全ての高校で受講できるように工夫してまいりたい」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「地域性や教員の異動によって学びが阻害されないようにするとともに、県内全域でさらなる学力の向上が図られるように対応していただきたい」との要望がありました。

次に、改善事業「ひなた部活動改革推進プロジェクト」についてであります。

この事業は、地域の実情に応じ、子供たちが将来にわたりスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域連携や地域クラブ活動移行に向けた体制整備等を行うものであります。

このことについて委員より、「部活動の拠点校が遠方の子供たちはどのように移動するか」との質疑があり、当局より、「基本的には、まずは休日に拠点校で活動することとしており、保護者や地域の方の協力を得て、工夫して移動することを想定している。また、市町村によっては、支援団体が送迎するための車両を提供するなどの検討を行っている」との答弁が

ありました。

また、別の委員より、「子供たちが部活動を続けるためにも拠点校方式を進めていく必要があるが、部活動の主体は子供たちであることから、子供たちの意見等が尊重されるようにしていただきたい」との要望がありました。

次に、公安委員会の令和7年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は301億900万円余であり、前年と比較して0.6%の増となっております。

このうち、新規事業「DXを活用した高齢運転者の交通事故防止事業」についてであります。

この事業は、専用車載器を高齢運転者の車両に搭載することで、自身の運転状況を客観的に把握し、より安全運転に関する意識を高めてもらうとともに、専用車載器から得られたデータを活用して、法令講習や交通安全教室で啓発を行うものであります。

このことについて委員より、「専用車載器を取り付ける対象者はどのように選定するのか」との質疑があり、当局より、「宮崎市、西都市、新富町等を対象エリアとしており、免許更新時に高齢者講習を受講する70歳以上の高齢者で、当該事業に協力していただける方が対象となる」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「事業期間を令和9年度までとしているが、令和8年度以降は対象エリアの拡大をするのか」との質疑があり、当局より、「対象エリアの拡大を念頭に、令和7年度の状況や効果等を見極めながら検討していきたい」との答弁がありました。

さらに関連して委員より、「専用車載器を取り付けることで、自身の運転状況をスマート

フォンで把握できるとのことだが、スマートフォンの操作に不慣れな方への対応はどうか」との質疑があり、当局より、「専用車載器は自動車教習所や運転免許センターで取り付けることになるため、その際、スマートフォンの操作について、丁寧に分かりやすく説明するように教習所等に要請していきたい」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○濱砂 守議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、永山敏郎議員。

○永山敏郎議員〔登壇〕（拍手） 県民連合立憲の永山敏郎です。

請願第11号「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願」について、継続審査に反対し、速やかに採択を求める立場で討論いたします。

今月3月12日、ちょうど1週間前となりますが、日本医師会と6病院団体が合同記者会見を

行い、2026年度診療報酬改定に向けた合同声明を発表しました。

御存じのとおり、診療報酬改定は通常2年に1回改定され、2024年の診療報酬改定は6月に施行されました。物価高騰や賃金上昇、人材確保の必要性、患者負担・保険料負担の影響などを踏まえた改定とされ、改定率はそれでも僅かプラス0.88%という内容でした。

6月の診療報酬改定後の病院経営状況について、6病院団体の会員を対象とした緊急調査も実施されており、その結果について紹介がありました。1,816病院から回答があり、病床利用率は上昇傾向にあるものの、医業利益率、経常利益率はともにマイナスで、2023年度より悪化傾向が認められたとのことでした。医業利益の赤字病院割合は69%、経常利益の赤字病院割合は61%まで増加しています。

2024年診療報酬改定では医療従事者の賃上げ方針が示されましたが、診療報酬は公定価格であり、他業種のように物価や賃金の上昇を価格転嫁できません。今回の診療報酬改定では物価・賃金の上昇に対応し切れず、結果、多くの病院が深刻な経営難に陥っている現状が明らかになりました。

また、他業種のように賃金を上げることができなければ、人材の流出も懸念され、医療提供体制の維持が困難になります。このままでは医療崩壊待ったなし、ある日突然、まちから病院がなくなってしまうです。国においては、医療現場の状況を踏まえた早急な対応が求められます。

冒頭で触れました日本医師会と6病院団体の合同声明においても、「まずは補助金による機動的な対応が必要だが、直近の賃金上昇と物価高騰を踏まえると、令和8年度診療報酬改定の

前に期中改定での対応も必要であると考える」と訴えています。このことは本請願の趣旨に合致するものです。

地域の医療を守る、それは政治に課せられた使命の一つと考えます。本請願の速やかな採択に向け、皆さんの賛同をお願いします。

以上で私の討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提出されました各号議案のうち、議案第1号、第4号、第21号から第29号、第34号から第36号について反対の立場から、また、請願第11号、第13号については、採択を求めて討論を行います。

まず、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計予算」についてです。

長期に及ぶ物価高騰はいつ落ち着くのか、元の値段に戻るのか、先が見えない状況です。とりわけ毎日の食に欠かせない野菜や米の値上がりは異常を来し、暮らしの悲鳴が上がっています。最低賃金は時給1,000円にも届かず、年金も物価上昇には追いつかず、県民の暮らしは疲弊しています。こうしたところにしっかり目を向けた予算編成が求められます。

新年度予算は、一般会計で6,680億円、前年度比81億円余の増額予算です。予算における施策の全体では、福祉や医療、教育、文化、農業、インフラの整備、地場産業の振興など、当然必要な予算も含まれていますが、不十分さや問題点を残しています。

医療や福祉、社会保障については、地域医療を守る観点から、医療機関や医療従事者を支える手だてが必要です。特に訪問介護報酬の引下

げによって、窮地に立たされている介護事業所を支えることは急務です。

訪問介護事業所がゼロの自治体が2自治体、1か所だけが4自治体も県内にあります。住み慣れた地元で暮らせない高齢者をつくってはならないと思います。

また、子育て支援と言うのであれば、市町村と協力して小中学校給食の無償化、子ども医療費の助成の拡充、国保の18歳までの無料化、高い国保税の引下げなどを実行することです。国としての施策や予算を求めることは当然ですが、県独自でも増えた税收等を充てて県民の暮らしを支えることが重要です。

農業分野でも、農家の直接支援で所得を増やし、農家をしっかり支える手だてを取ることで。また、中小企業を支援して働く人の賃上げを促進することなど、県民の暮らしを支えることが地域の経済をも潤す好循環をつくることになるものです。

教育においては、いじめや不登校問題を正面から受け止め、何より子供たちと直接関わる教職員を増やすことです。新年度予算では、教員数は減らされています。少人数学級を実行すること、これは教員の働き方改革にも道を開くものです。

また、マイナンバー制度の運用・活用で、政府は地方行政の事務にも様々な分野にひもづけし、広げようとしています。プライバシーの侵害や情報漏えいにつながる危険性を持つものです。人権に関わるという問題意識を持つことの重要性を指摘しておきたいと思います。こうした点を踏まえた、県民の期待に応えられる行財政運営を求めるものです。

次に、議案第4号「令和7年度宮崎県国民健康保険特別会計予算」についてです。

国保の都道府県化から6年が過ぎ、都道府県が定めた新たな国保運営方針が進められています。

昨年度、県内では、12自治体(46.2%)が国保税の引上げを行っています。引上げ自治体の割合では、全国11番目の多さです。

標準保険料率や保険者努力支援制度による自治体独自の公費繰入れをやりにくくする仕組みがつくられ、保険税の引上げにつながっています。新年度の保険者努力支援交付金は、前年度より1億円余も減額されており、さらなる国保税の引上げは必至と言えます。

国保加入者の大半は、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者、年金生活者です。高い国保税は、長引く物価高騰の中で滞納者を増やし、安心して医療を受けることを困難にしています。

削減してきた国庫負担金を元に戻し、増やすこと。公費1兆円の投入で払える国保税への引下げ、窓口負担減免制度の生活困窮者への対象拡大などを国に求めて、県民の命と健康が守れる国保にすることを強く求めるものです。

次に、議案第21号から第29号及び第34号、第35号については、公の施設等に関する使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてですので、一括して討論します。

今回の公の施設等における使用料・手数料の見直しによる引上げは、全庁的にほぼ全てにおいて行うとしています。物価高騰や人件費、受益者負担の適正化などを理由にしています。しかし、県民の暮らしも、長引く異常な物価高騰によって厳しい状況に置かれていることは論をまちません。こうした状況の中で、公共料金の一斉値上げに踏み切ることが、県民の福祉の増進に寄与する自治体としてはいかがなものか、考えなければならなかったのではないでしょう

か。

確かに施設等の運営や維持管理には経費はかかり、物価高騰の影響も受けますが、なぜ今、一斉に引き上げ、県民負担を増やすことが真つ当なやり方なのか、甚だ問題です。今回のような乱暴なやり方は認められません。

次に、議案第36号「宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

法改正により、マイナンバーカードの機能がスマートフォンに搭載されることに伴い、これまでマイナンバーを利用していた事務のうち、国が規定した肝炎治療費の助成事務など5つの事務について、条例から削除するというものですが、マイナカード機能のスマートフォンへの搭載の一環です。

政府は、法改正をしながらマイナンバー制度の拡大を図っています。そもそもマイナンバー制度は、プライバシー侵害のリスクが避けられないものです。それゆえ制度発足以来、利用を一定の分野に限定していたものを大転換して、マイナンバー利用の限定を外して全ての行政分野において利用を促進し、法定事務に準ずる事務や条例で措置した自治体事務は、法改正することなく利用できるようにしました。こうしたマイナンバーの情報連携の拡大は、プライバシー侵害の危険性を一層高めるものとなり、制度そのものが問題と言えます。

続いて、請願についてです。

再び継続審査とされた請願第11号、不採択とされた新規請願第13号について、採択を求めるものです。

請願第11号は、医療機関の経営維持のための

診療報酬の引上げや財政支援を求めるものです。

現在、県内のクリニックなど開業医の閉鎖や倒産の事例が聞かれます。コロナから解放されてきたとはいえ、感染症対策の徹底や看護師不足などで厳しさを増す医療機関の経営や医療従事者を支えることは、県民の命と健康を守り、地域医療を守るための喫緊の課題であり、診療報酬の引上げや県の財政支援は急務であると思います。

第13号は、政府に「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出の請願です。

今年は、女性差別撤廃条約を日本政府が批准して40年の節目の年です。

現在、世界189か国が加盟する同条約は、女性が実際の生活の中で差別されていないと実感できる事実上の平等を目指しています。

今回の請願にある同条約の選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を強化するために、1999年、国連で採択されました。同条約で保障する権利が侵害されたときに、女性差別撤廃委員会に通報して救済を申し立てることができる個人通報制度と調査制度の規定がありますが、日本は条約のみを批准し、選択議定書は批准していません。

男女平等度を示すジェンダーギャップ指数で、日本は146か国中118位と世界最低レベルです。日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の批准は急務です。

昨年10月、国連女性差別撤廃委員会は、日本政府報告書審議と総括所見を発表し、選択議定書の批准を繰り返し勧告しています。

こうしたことを背景に、全国でも地方議会で

多くの自治体が意見書を採択しています。この宮崎県議会も採択することを避けて通れないと思います。

○濱砂 守議長 前屋敷議員に申し上げます。時間が参っております。

○前屋敷恵美議員 (続) いずれの請願の採択を求めて、議員の皆さんの賢明な御判断を求めて討論いたします。以上です。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 次は、山内佳菜子議員。

○山内佳菜子議員 [登壇] (拍手) 県民連合立憲の山内佳菜子です。

請願第13号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願」の採択を求める立場から討論に立たせていただきます。

女性差別撤廃条約は、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃を目指すものです。

その中には国家報告制度という仕組みがあり、条約を批准した国は、4年に1度は取組状況を国連の女性差別撤廃委員会に報告して、審査を受けることとされています。

しかし、報告できるのは国だけであり、4年に1度しかその機会がありません。それだけでは推進力が弱いため、条約ができて20年後となる1999年に、もう一步踏み込んだ取組を盛り込んだのが、今回の請願で批准を求めている選択議定書となります。

選択議定書には個人通報制度が新たに設けられ、国だけでなく、個人が国連の委員会に直接申立てできる仕組みが加えられました。

個人の誰でもできるというわけではありません。侵害を受けた当事者であり、国内で救済の手を尽くしたけれども駄目だった、例えば、最高裁まで闘ったけれども認められなかったケースなど、非常に厳しい条件があります。

その申立てが受理されると、委員会はその内容について国に見解を示し、見解を受けた国は6か月以内に応答するという仕組みです。その見解や勧告も強制力があるわけではなく、内容に承服できないのであれば、国からきちんと意見表明をする機会も保障されています。

「条約を批准するけど選択議定書は批准しないのは、法律はつくるけど法律は守るつもりはないという状況と似ている。条約を批准したなら、選択議定書の批准も不可欠である」と表現する専門家もいます。

前屋敷議員からも御報告がありましたが、条約を批准しているのは189か国、そのうち、選択議定書を批准しているのは115か国にも上ります。G7の中で選択議定書を批准していないのは、日本と、そもそも条約自体を批准していないアメリカだけです。

昨年10月には、国連の女性差別撤廃委員会が8年ぶりに日本の対面審査を行いました。そして、この選択議定書の早期批准が今回も強く促されました。

日本が選択議定書を批准しない理由として、現在、国会で議論がなされています選択的夫婦別姓についても個人通報が行われるのではないかと警戒する声や、個人通報の件数が増えることに懸念を示す見解もあります。

しかし、通報される国は、カナダをはじめ世界の中でも人権を守っている国の場合が多く、通報されることは恥ではなく、むしろ人権を強く守りたい国、人権が根づいている国という証左であると受け止めるべきです。

女性差別撤廃条約実現アクション共同代表で、早稲田大学名誉教授の浅倉むつ子先生は、「委員会の見解に承服できない正当な理由があるのなら、日本はむしろ、人権問題の先例を増

やすという観点から、積極的に国際的議論に参加していけばよいのではないかと提言されています。

個人が救済を求めて手を伸ばそうとする機会や、国際社会と建設的な対話を始める機会を閉ざす理由はありません。

国際女性デーの 3 月 8 日、宮崎県の政治分野のジェンダーギャップ指数は、47 都道府県のうち 45 位と、今回も厳しい結果となりました。

宮崎の土台をつくるのは政治です。女性の県外流出は男性の 3 倍にも上るという状況であり、この宮崎でも、女性差別、男女格差は根強く残っております。人口減少対策に取り組む上でも、誰もが暮らしやすい宮崎を目指す上でも、この問題は、真正面から取り組まなければならない、本県の最重要課題と言っても過言ではありません。

日本が女性差別撤廃条約を批准して今年で 40 年になります。女性の差別撤廃や国際社会に対峙する政治の姿勢が問われています。女性に対するあらゆる差別は撤廃すべきであり、全ての人々が平等で人権が尊重されるべきです。

そのためには、条約とセットで選択議定書も批准するべきであります。このことをこの宮崎だからこそ発信すべきであり、宮崎県議会の姿勢を示すべきです。

議員の皆様の賢明な御判断を切に願い、私からの討論を終わります。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第 1 号、第 4 号、第 21 号から第 29 号まで及び第 34 号から第 36 号まで採決

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。

まず、議案第 1 号、第 4 号、第 21 号から第 29 号まで及び第 34 号から第 36 号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○濱砂 守議長 起立多数。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第 2 号、第 3 号、第 5 号から第 20 号まで、第 30 号から第 33 号まで及び第 37 号から第 54 号まで採決

○濱砂 守議長 次に、議案第 2 号、第 3 号、第 5 号から第 20 号まで、第 30 号から第 33 号まで及び第 37 号から第 54 号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第 13 号採決

○濱砂 守議長 次に、請願第 13 号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○濱砂 守議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第14号採決

○濱砂 守議長 次に、請願第14号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第11号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱砂 守議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議案第107号及び第108号採決

○濱砂 守議長 次に、さきに提案のありました副知事の選任の同意、教育長の任命の同意についての議案第107号及び第108号を一括議題といたします。

〔日隈副知事及び吉村総務部長退席・退場〕

○濱砂 守議長 質疑の通告はありません。お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第107号及び第108号について、一括お諮りいたします。

両案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、両案は同意することに決定いたしました。

〔日隈副知事及び吉村総務部長入場・着席〕

◎ 特別委員長調査結果報告

○濱砂 守議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長に調査結果報告を求めます。まず、地域活性化対策特別委員会、脇谷のりこ委員長。

○脇谷のりこ議員〔登壇〕 当委員会では、本県の地域活性化対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります

が、このたび、その概要について御報告申し上げます。

本県の合計特殊出生率は近年、再び低下傾向にあり、人口減少のスピードも加速しています。このような中、働き手不足や市場・経済の縮小によって、地域生活の維持が困難となることが懸念されるなど、地域が直面する課題は深刻化しています。

県では、宮崎県総合計画の下、地方創生交付金をはじめとする国の支援策の活用や県独自の施策を展開していますが、県議会としても、人々の暮らし方・働き方の価値観の変化を的確に把握し、県民にとって安心して暮らしやすいまちをつくっていくためには本県が今後どうあるべきか、またそれに向けた県の取組を精査しながら、県とともに取組を進めていく必要があります。

こうした認識の下、当委員会では、①子ども・子育て支援、②教育施策、③移住・定住促進、④中小企業等振興支援と働き方、⑤地域公共交通、⑥地域医療の6項目について調査を行い、県当局への提言を17項目にまとめました。

主な提言を御紹介いたします。

まず、「子ども・子育て支援」についてであります。

県では、近年、低下傾向にある合計特殊出生率に対し、2024年から新たに「日本一生み育てやすい県への挑戦!」という目標を掲げ、2026年までに合計特殊出生率を1.8台とするプロジェクトを本格展開し、子育て施策を強化するなどの取組を進めています。

この高い目標を達成するためには、社会動態の改善、結婚支援・子育て支援の強化、高い出生率の維持・強化が必要であり、特に家庭や職場、社会全体で子育てを支えていく意識を醸成

することが非常に重要と考えます。

県当局には、これらの施策を組み合わせ、予算、人員を十分に分析した上で、効果的な施策を展開すること、また、その政策立案について、子育て世代や女性の視点をしっかり盛り込み、より実効性のある少子化対策を推進するため、担当部局において若い職員や女性職員をより多く配置すること、さらに、男性の育児休業について、取得の促進とともに、その意義や役割についてしっかりメッセージを発信していくこと、加えて、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、困難を抱える子供の実態把握や支援の地域偏在解消に向けた部局横断的な施策を展開することを要望いたします。

次に、「教育施策」についてであります。

本県が日本一生み育てやすい県を目指すためには、全国に負けない教育環境の整備が重要であり、子供や保護者などのニーズを的確に捉えた取組を展開し、県全体の教育環境を底上げすることで、選ばれる宮崎県になると考えます。

また、本県の不登校児童生徒数は増加しており、学校以外での学習等の支援が非常に重要となっています。

一方で、教員が不足する現状において、教員一人一人の負担は増大し、学びの質の低下やコミュニケーション不足などが懸念されることから、教員の人材確保は急務となっています。

県当局には、子供や保護者などがどんな学校像を求めているかを調査・分析した上で政策立案を行うことや、働く親を持つ子供の放課後の居場所について、関係部局と市町村が連携した施策を子ども・若者プロジェクトにしっかり組み込み推進していくこと、また、教員の確保については、移住などを含めた新たな視点でのア

ブローチを展開することや、ペーパーティーチャーの不安を解消し、県の登録促進につながるような支援体制を整えること、さらに、不登校児童生徒については、学校へ復帰するための支援とともに、学校以外の場における学習等についての支援も推進するため、フリースクール等関係機関と積極的に連携していくこと、加えて、県が実施する海外留学事業を企業に支援してもらうことにより、企業のPRや県内就職にもつながると考えられるため、県内企業との連携を強化していくことを要望いたします。

次に、「移住・定住促進」についてであります。

当委員会の調査において、都城市の「全国トップクラスの移住給付金」や、岡山県和気町の「カリスマ移住推進員による移住希望者ニーズに合わせた町内案内」、徳島県神山町の「地域に必要な働き手の逆指名」など、地域に必要な移住者を増やす先進的な取組を調査してきました。

県では、県外の方に選んでもらい、定着してもらうための移住・定住施策を展開していますが、その目的や方向性が明確でないことから、取組の成果が見えにくく、各市町村の努力に左右されている状況です。

県当局には、本県の移住施策の成果や他県の優良事例などを分析・精査し、施策の方向性を定めた上で、市町村等と対話を重ね、市町村では対応が難しい部分は県による補完に取り組むなど、地域のニーズに対応した施策を展開すること、また、市町村と連携して、移住者の状況や地域おこし協力隊の活動内容について、当事者や地域の意見等を聞き取り、分析・検証した上で、県内の優良事例を市町村と共有し、定住に向けた取組を展開することを要望いたします。

す。

次に、「中小企業等振興支援と働き方」についてであります。

本県の事業従事者1人当たりの付加価値額や県民所得は全国平均より低く、人口減少が進む地域においては、産業の新規参入が少なく、その基盤となるインフラ設備も十分でないなど、民間の力だけでは活性化が難しくなっています。

また、企業における人材不足が深刻となっていますが、今回、えびの市のえびの電子工業株式会社や高知県高知市のフクヤ建設株式会社が行う先進的な働き方改革を調査し、社員が柔軟に働くことができる環境を整えることが、採用応募者数の増加、離職率の低下に非常に効果があることが分かりました。

県当局には、付加価値額や県民所得を数字目標として設定し、施策の方向性を決定するとともに、中核的な企業を育成していく取組をより一層進めていくこと、また、県と市町村が連携し、産業育成だけでなく周りのインフラも含めて、地域の特性に合わせた総合的な施策を全庁的に展開すること、さらに、人材が不足している業界や企業に対し、ミスマッチをなくす求人の仕方や子育て世代の雇用方法、企業情報の開示の仕方について効果的な研修を積極的に開催するなど、人材確保や早期離職解消に向けた取組を支援すること、加えて、近年の女性就業状況の変化を踏まえ、これまでとは違った視点で各世代別の就業状況やニーズ、各企業の取組などを把握・分析し、マッチングできる企業を増やすとともに、自分の思いが実現できる企業が宮崎県にはたくさんあることを学生を含めてしっかりと情報発信したり、子育てが終わった後のキャリアについて考える機会を充実させる

などの施策を積極的に展開することを要望いたします。

次に、「地域公共交通」についてであります。

バスや鉄道などの公共交通は、日常生活はもとより、観光面でも重要な社会基盤ですが、近年の利用者数の減少や運転士不足、燃料高騰の影響もあり、その維持は非常に厳しい状況にあります。

県当局には、10年後、20年後の公共交通の利用状況について予測を行い、地域のニーズを把握しながら、利便性向上や効率的な運営に向けて、市町村や団体と連携し、交通網の再構築や最適化に向けた取組を推進していくことを要望いたします。

最後に、「地域医療」についてであります。

本県の産科医療施設は、分娩数の減少や医師不足により閉院が相次ぎ、西諸圏域においては、産科医療施設等の分娩施設がない状態が続いています。

また、中山間地域において、無医地区等の住民が病状に応じた診療科を受診できないなど、安心して住み続けるための医療提供体制が不十分な状況にあります。

県当局には、医師の育成・確保において、市町村と連携して医師の誘致や支援をより積極的に行うこと、また、周産期医療体制充実のため、助産師の育成や産科医療施設との連携等について、県がよりリーダーシップを持って取り組んでいくこと、さらに、総合診療における指導医の育成に向けた施策を推進するとともに、オンライン診療における通信環境、住民のニーズや状況を把握・分析し、地域の実情に即した僻地医療提供体制の充実を要望します。

以上、委員会報告書の概要として報告しまし

たが、当委員会で調査した地域活性化対策は、本県の地域社会を維持していくために非常に重要なテーマであり、それぞれの分野において、地域の個性を生かした宮崎ならではの地域活性化を図る必要があります。

地域活性化は自然と起こるものではなく、地域住民や行政、民間が一体となって、地域の課題を洗い出し、解決に向けて必要なものは何かを考え、話し合い、数年先の未来に向けて行動を起こすことが非常に重要です。

当委員会の提言を踏まえ、知事の強いリーダーシップの下で、全ての県民が安心して豊かに暮らせる地域をつくっていくことを期待して当委員会の報告といたします。（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、防災減災・県土強靱化対策特別委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、防災減災・県土強靱化に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。このたび、その概要について御報告申し上げます。

本県におきましては、様々な防災・減災の取組を推進しておりますが、特に南海トラフ地震への対策を重点的に進めております。今後高い確率で発生が予測される地震への備えは喫緊の課題であり、加えて、気候変動に起因する自然災害の激甚化に対しましても、迅速かつ適切な対応が求められております。

このような認識の下、当委員会では、「南海トラフ巨大地震に関すること」「台風等の大規模自然災害に関すること」「防災に関する体制づくり・人材の育成等に関すること」「災害復旧・復興に関すること」「災害に強い県土づくりに関すること」の5項目について調査を行

い、県当局への提言を取りまとめております。

まず、「南海トラフ巨大地震に関すること」についてであります。

現在、能登半島地震を受け、国は災害対応の見直しを進めており、本県におきましても、その知見を活用し、備える必要があります。同様に、初めて発表された南海トラフ地震臨時情報の影響につきましても、国の検証結果を踏まえた対応策を検討する必要があります。

このことから、県当局におきましては、災害の教訓から学ぶため、全国各地のあらゆる取組を情報収集し、関係者と共有するとともに、当県の実情に合った施策展開が図られるよう、国と積極的に意見交換を行っていただくよう要望いたします。

また、現在、県民の防災意識が高まるとともに、自助・共助の重要性が再認識されておりますことから、県当局におきましては、自助と共助を促すため、南海トラフ地震への危機感が高まっている今のタイミングを逃さず、より一層防災意識が高まるよう施策を展開するとともに、自治会等の防災活動の活発化に向けて市町村と連携して伴走型で支援を行うなど、災害対応力の底上げに向けて取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、「台風等の大規模自然災害に関すること」についてであります。

台風等から身を守るためには、市町村による早期の避難所開設と適切な環境整備が必要であり、高齢者等への配慮や、スフィア基準に基づく生活空間の確保が重要であります。

このことから、県当局におきましては、市町村の避難所の開設基準等を調査し、結果を関係者と共有するとともに、広域連携の観点から積極的に市町村へ助言を行うよう要望いたしま

す。

また、竜巻被害につきましては、被害認定の方法や災害救助法の改正の必要性を議論する必要があります。さらに、既存住宅でも自然災害に強い屋根となるよう強風対策を推進する必要があります。

このことから、県当局におきましては、今後の竜巻の頻発化を想定し、災害救助法改正の要望等も視野に入れつつ、竜巻による被害からの救済の在り方について国に対し強く働きかけていただくとともに、瓦の強風対策の普及啓発など、少しでも被害が軽減するよう積極的に施策を展開していただくことを要望いたします。

次に、「防災に関する体制づくり・人材の育成等に関すること」についてであります。

人員不足や高齢化、地域コミュニティの希薄化など、多くの課題が生じております。一方で、能登半島地震ではNPOや民間企業等の活躍が見られ、多様な主体の連携による支援体制の構築が期待されております。

このことから、県当局におきましては、防災士や消防団、自主防災組織等の防災人材の育成・確保はもとより、大規模災害に総力戦で挑むためにも、要支援者から健常者まで顔の見える関係を構築することができる自治会の加入率向上を図るなど、市町村と連携して積極的に支援することを要望いたします。

また、適切な避難行動の理解を深めるためには、災害伝承や地域の防災活動への参加を通じて、防災意識を高める必要があります。

このことから、県当局におきましては、内閣府と国土交通省が実施する「NIPPON防災資産」の認定制度において、県内の伝承や地域活動の認定を目指すなど、災害伝承等の良質な情報を県民に提供し、災害の自分事化が促され

る環境の構築に取り組んでいただくことを要望いたします。

また、令和 6 年 8 月 8 日の日向灘沖の地震後、県内 19 路線で渋滞が発生したことは、災害に応じた避難行動について十分理解していただけていない可能性を示唆するものであります。このことは全国的な課題であり、防災型信号機による一方通行化や環状交差点の整備等を含めて継続的な検討が必要であります。

このことから、県当局におきましては、様々な大規模自然災害が想定される中、災害発生直後の道路規制の在り方は、県民の生命を守るための必要な措置となることから、全国の事例を調査し分析するなど、継続的に検討していただくよう要望いたします。

次に、「災害復旧・復興に関すること」についてであります。

能登半島地震の復旧・復興状況から、廃棄物処理施設が被災した際の対応や、有害物質を含む廃棄物への対処など、重要な課題が浮き彫りになっております。

このことから、県当局におきましては、PCB 等の有害物質に関する災害時の対応について、事前防災や事前の復興準備の観点から、現地での点検や調査を行い、必要な措置を講じるとともに、廃棄物処理施設自体が被災し稼働停止となる事態を避けるため、耐震化など事前の備えについて、国への要望等の取組を進めるよう要望いたします。

また、災害復旧の遅延は、観光業の停滞や人口流出等の深刻な影響をもたらす可能性があるため、技術系人材の不足等の課題に、県全体で取り組む必要があります。

このことから、県当局におきましては、災害復旧に精通した技術系職員を確保・育成すると

ともに、災害からの復旧・復興が遅滞することのないよう、平時から国・県・市町村間で緊密に連携し訓練等を実施するなど、相互に支援できる体制を構築していただくよう要望いたします。

また、能登半島地震での高規格道路の被害を踏まえたと、東九州自動車道の全線 4 車線化は、災害時の機能維持のため不可欠であります。

このことから、県当局におきましては、未開通区間の早期完成はもとより、東九州自動車道の 4 車線化工事について、災害時の対応力の強化を目指し、できる限り早期完成を目指すよう要望いたします。

最後に、「災害に強い県土づくりに関すること」についてであります。

住宅の耐震化につきましては、高齢者や障がい者など情報へのアクセスが難しい方々に対しまして、耐震化の必要性を訴える啓発活動が十分に届かない場合があります。

このことから、県当局におきましては、木造住宅の耐震化診断や改修等に係る費用を補助することはもとより、耐震診断から改修工事完了まで住民に寄り添い、一貫してサポートする伴走型支援体制を構築するなど、高齢者等が安心して耐震化に取り組める環境を整えていただくよう要望いたします。

また、流域治水につきましては、水害リスクの共有体制が不可欠で、上流域の損失に対して、正当な補償を行う仕組みが必要とされております。

このことから、県当局におきましては、流域治水を推進する際は、流域全体で治水施策への理解と合意形成を促進するとともに、損害が発生した場合に備え、協定等を締結するなど、上

流域の方々の協力に対し正当な補償がなされるよう、各種支援に取り組むよう要望いたします。

以上、報告書の概要を御報告いたしました。が、気候変動という新たな課題が加わったことで、災害対策が後手に回る可能性があります。過去の災害の教訓に学ぶだけでは安心・安全とは言えません。あらゆる関係者が自助・共助・公助の役割を認識し、それぞれが主体性を持って行動することが何よりも大切です。まずは命を守ることができるか、住宅の耐震化の確認なども重要であります。様々な災害がございますが、その種類に応じた備えや適切な避難行動について、常に最新の情報を取り入れ、関係者と共有し、研修や訓練を重ねていかなければなりません。

今、県民の皆様の災害への危機意識は急激に高まっております。この機会に、心を揺さぶり、行動変容を促す施策や地域活動を展開することが重要であります。

さらに、防災意識を持続させるためには、家族や友人との日常的な対話、地域での伝承活動などの自助や共助の取組が有効でございます。身近な人々と命を守る行動について話し合う習慣を持つとともに、地域の絆を深め、共に助け合う精神を育むことで、防災意識の低下を防ぐことができます。

防災減災対策や県土強靱化をより一層推進していただき、あらゆる関係者が主体性を持って迅速に防災行動を取ることができるよう、県当局の強いリーダーシップを期待して当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、カーボンニュートラル推進対策特別委員会、安田厚生委員長。

○安田厚生議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、循環型農林水産業の推進及びカーボン

ニュートラルに関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。このたび、その概要について御報告いたします。

近年、国内外で暴風雨や洪水、干ばつといった気象災害が多発しておりますが、地球温暖化の進行に伴う気候変動が主な原因とされており、この気候変動は、農水産業や人々の健康など、あらゆる分野に深刻な影響を与えるとされております。

このような中、2015年のパリ協定採択後、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルに向けた取組が各国で本格化しており、日本においても「2050年カーボンニュートラル」が宣言されるなど、各地域で脱炭素社会に向けた取組が展開されております。

世界や国の動きを踏まえ、本県においても、地域の特性を生かした施策を展開し、あらゆる主体がカーボンニュートラル実現に取り組めるよう、県が牽引していくことが必要であります。

このような認識の下、当委員会では、「循環型農林水産業の推進に関すること」「カーボンニュートラルに関すること」「再生可能エネルギーに関すること」「省エネルギー・省資源の推進に関すること」「地球温暖化による環境変化への対応策に関すること」「林道等の環境整備に関すること」の6項目について調査を行い、県当局への提言を取りまとめております。

まず、「カーボンニュートラルに関すること」についてであります。

県では、2030年度の温室効果ガスを基準年である2013年度と比較して50%削減、2050年度にはカーボンニュートラルの達成という高い目標

を掲げておりますが、産業部門や運輸部門、家庭部門など、生活に起因する温室効果ガス排出量が多くを占めておりますことから、あらゆる主体において環境施策に取り組むことが必要であります。

委員からは、「あらゆる主体が目標に向けた行動ができるよう、カーボンニュートラルがどのような取組で、温室効果ガス排出量を削減するにはどのような取組があるのかを県民に分かりやすく情報提供する必要がある」との意見がありました。

県当局には、県民や事業者等に対してカーボンニュートラルの自分事化を促すために、取り組むべき必要性を示すとともに、温室効果ガス排出削減の取組効果を分かりやすく情報提供することを要望いたします。

また、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用等による温室効果ガスの排出削減量をクレジットとして国が認証する J-クレジット制度は、設備投資の一部をクレジットの売却益によって補えるなどのメリットがあり、全国において取引が活発化することが期待されております。

一方で、クレジットの創出までの手続に費用や労力がかかることから、賃上げや人手不足の対応に追われる事業者にとっては、参加が大きな負担になると考えられます。

県当局には、引き続き制度の仕組み等について効果的な周知を行うほか、クレジット認証手続に係る計画書や報告書の作成支援等、きめ細かなサポートを国と連携して行うことを要望いたします。

次に、「循環型農林水産業の推進に関すること」についてであります。

再造林率を向上させるためには、持続可能な

森林経営を実現するための仕組みづくりを進め、森林資源の適切な循環利用を確保することが求められます。

そのような中、高齢化等により林業の担い手は減少し、再造林に取り組む林業作業員や事業体が不足していることから、人材確保のための環境整備は喫緊の課題であります。

県当局には、新たな担い手を確保するために、若者や女性、外国人実習生等が参入しやすい体制を整えるとともに、林業作業員の処遇を改善し、労働力の定着に向けた取組を推進していくことを要望いたします。

また、県産材の安定的な消費を確保することは、再造林の推進につながるとともに、木材の積極的な活用により、製造時に大量の二酸化炭素を排出する鉄やコンクリートの使用量を減らすことができることから、脱炭素にも適しているとされております。そのため、林業立県として、県産材の利用拡大等のための施策を広く展開していくことが重要であります。

県当局には、木造化・木質化推進のため、住宅・非住宅分野の両分野における国産材利用の一層の拡大を国に強く働きかけることを要望いたします。

次に、「再生可能エネルギーに関すること」についてであります。

近年、太陽光発電設備の普及が進む一方で、耐用年数を迎えた太陽光パネルが適切に処理されずに長期放置されるなど、廃棄時の問題等が課題となっております。

委員からは、「太陽光発電設備の放置対策として、実際に事業者が適切に設備を管理しているか、廃棄計画をどのように検討しているかなどをしっかりと把握することが必要」との意見がありました。

県当局には、事業者へのヒアリングや現地調査により管理状況の把握をしっかりと行うとともに、リサイクルやリユースなど廃棄時までを見据えた対策を推進することを要望いたします。

また、県民や事業者における省エネルギーへの意識は向上しつつあるものの、具体的な行動には十分に移せていません。その要因として、省エネルギー設備の導入に係る初期費用の負担感や採算性に対する不安が挙げられております。

県当局には、省エネルギーの推進を一層推進させるために、省エネルギー設備導入による経済効果や温室効果ガス排出削減量を数値で示すなど、県民や事業者に情報を分かりやすく発信するなど、導入支援策のさらなる拡充に取り組むことを要望いたします。

最後に、「地球温暖化による環境変化への対応策に関すること」についてであります。

本県における農水産業、自然災害、健康などの分野で気候変動適応策を推進していくためには、気候変動の影響に関する科学的知見に基づいた将来予測を的確に発信し、事業者や県民の理解を深めることが重要であります。

しかし、現状は気候変動の影響や適応策に関する情報が十分に周知できていないため、各主体が適切な対応を取るための判断材料が不足しております。

県当局には、各分野の気候変動適応策を推進するため、本県における気候変動の影響について、科学的知見に基づいて将来予測された情報を分かりやすく整理・発信し、事業者や県民等へ理解の浸透を図りながら、あらゆる主体が適応策に取り組みやすい環境を整備していくことを要望いたします。

以上、報告書の概要を御報告しましたが、調査を進めていく中で、再生可能エネルギーや省エネルギーの導入等の取組によるカーボンニュートラルの実現可能性を感じました。

一方で、地域によって社会構造や産業構造が異なることから、課題も多様であり、地域特性を踏まえた柔軟な対応が求められることを強く認識いたしました。

確実にカーボンニュートラルの実現へと進むためには、行政・事業者・県民など、あらゆる主体が一体となり、脱炭素型の地域づくりを推進していくことや、県民一人一人がカーボンニュートラルの意義を理解し、日常生活や事業活動の中で具体的な行動を取れる環境を整えることが重要であります。

県のリーダーシップの下、2050年の宮崎県において、カーボンニュートラルが達成され、今と変わらない豊かな自然と気候の下で、安心して暮らせる社会が実現されることを期待して当委員会の報告といたします。（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 以上で、特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 議員発議案送付の通知

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和7年3月19日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 議会運営委員長 日高 陽一
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第 2 項の規定により提出します。

記

議員発議案第 1 号

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

議員発議案第 2 号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

令和 7 年 3 月 19 日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 厚生常任委員長 山内 佳菜子

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第 2 項の規定により提出します。

記

議員発議案第 3 号

訪問介護の基本報酬の見直し等を求める意見書

◎ 議員発議案第 1 号から第 3 号まで
追加上程、採決

○濱砂 守議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第 1 号から第 3 号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第 1 号から第 3 号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第 3 項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第 1 号から第 3 号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○濱砂 守議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 7 年 2 月定例会を閉会いたします。

午前11時48分閉会

